

遺産分割前における預貯金の払い戻し制度について

預貯金払い戻し制度の創設以前は預貯金債権も一般債権同様に、法律上当然に分割され、相続人が法定相続分に応じて承継されるとされてきました。

しかし、平成28年12月19日の最高裁大法廷決定に基づき、相続された預貯金は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、相続人単独での払戻しができないこととなりました。

この決定により、被相続人が有していた預貯金を生活費や葬儀費用等の支払のため遺産分割前に払い戻す必要がある場合であっても、被相続人の共同相続人全員からの同意を得ることができない場合には預貯金の払戻しができないという問題が生じていました。

この問題を解消するために、平成30年7月の民法等の改正により、遺産分割前における預貯金の払い戻し制度が創設されました。

家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方法

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、各口座ごとに以下の計算式で求められる額（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、150万円を限度とする。）までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができる。

【計算式】

単独で払戻しをすることができる額 = (相続開始時の預貯金の額) × (3分の1) × (払戻しを求める共同相続人の法定相続分)

また、家庭裁判所の判断により払い戻しができる制度もあります。

制度を利用するには、必要な書類や手続きがあります。

検討をされている方は、当事務所までご連絡ください。